

○ 卒業の認定に関する方針

履修終了は、卒業時の履修・卒業判定会議において判定を行い、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

1. 学校長は、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上を満たしている者で、履修・卒業判定会議において、本校学則に定める授業科目の単位修得の判定を受けた者に対し、学校運営会議の議を経て卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。
2. 卒業の認定を行った者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。